

201001002B

厚生労働科学研究費補助金  
政策科学推進研究事業

**家族・労働政策等の少子化対策が  
結婚・出生行動に及ぼす効果に関する  
総合的研究**

(課題番号H20-政策-一般-008)

平成20-22年度 総合報告書

平成23(2011)年3月

研究代表者 高橋 重郷

## はじめに

出生率の低下に対する政府の対応は、1994年12月の「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」は始まるが、その5年後に「少子化対策推進基本方針」が定められ、これに基づき「新エンゼルプラン」が実施された。さらに、2003年に「次世代育成支援対策推進法」や「少子化社会対策基本法」が制定され、2004年に政府は「少子化対策大綱」を閣議決定した。2006年6月には、少子化社会対策会議は新たな少子化対策の推進を掲げ、2005年から実施している「子ども・子育て応援プラン」の着実な実施とともに「子どもの成長に応じた子育て支援策」と「働き方の改革」の実現が推進されてきた。とくに、各自治体では、2005（平成17）年から2009（平成21）年に次世代育成支援推前期行動計画が作成され、地域を主体とした少子化対策が行われた。そして現在、2010（平成22）年から2014（平成26）年の後期行動計画が実施に移されたところである。

2009年の政権交代後、少子化対策は政府の喫緊の課題であることには変わらないが、政府は「子ども・子育てビジョン」を掲げ、「子どもの育ちを社会が支える」という理念を掲げ「子ども手当の創設」を始めとして子育て支援、待機児童対策等を通じ、積極的な対応を行っている。

本研究事業は、少子化関連施策の効果を人口学、社会学、経済学ならびに保健福祉学などの見地から評価し、今後の少子化対策のあり方や将来の出生率の見通しについて調査し、少子化対策などの施策の立案に資することを目的として実施する研究事業である。

研究最終年度にあたる平成22年度においては、これまでの研究を踏まえ、結婚行動や出生行動へ影響を及ぼす社会経済要因に関する研究や自治体における少子化対策の実態把握と施策効果の研究を継続して進めた。

本研究では、第一に、人口動態統計、人口統計、経済統計、ならびに各種の社会統計を公開データから収集し、それらのデータから多変量解析や人口学的なマクロモデルや計量経済モデルを作成し研究する方法により、社会経済要因と出生率動向の関係を検討した。そして第二に人口学的なマクロモデルや計量経済モデルによって、個々の家族政策や労働政策が出生率に及ぼす効果をモデル分析によって施策効果の分析を進めた。第三に、出生動向基本調査等の個票調査データの分析により、施策に関連する諸要因を検討した。第四に、保育所等の入所者の親に対する調査データの分析を通じ、地域と家庭における保育のあり方を分析した。そして、第五に、地方自治体における次世代育成支援対策の現状を把握するヒアリング調査と質問紙調査により、自治体における前期と後期の次世代育成支援対策の過程を検証した。

なお、研究初年度においては実証研究を推進するための基本的な先行研究のレビューと基本データの収集、分析モデルの開発と地域自治体のヒアリング調査を行った。研究二年度目においては、要因研究やモデル研究を行い、また実際の質問紙調査とヒアリング調査を実施した。研究最終年度は、研究の全体のとりまとめとともに、前期行動計画の評価のための調査と研究を行い、研究期間全体のとりまとめを行った。

本研究報告書は、研究三カ年の成果を総合報告書としてまとめたものである。このテーマに関心のある多くの方々に本報告書が活用されることができれば幸いである。

平成23年3月  
研究代表者 高橋重郷

## 目 次

平成 20-22 年度 総括研究報告	5
--------------------	---

平成 20-22 年度総括研究報告（研究代表者 高橋重郷）

### 平成 20-22 年度研究成果（抜粋）

#### I. 少子化の社会経済要因と関連施策の効果に関する研究

第 1 章	主要国の人口すう勢と出生率ならびに家族・労働政策（高橋重郷）	25
第 2 章	日本における少子化対策の展開：1990～2011 年（守泉理恵）	37
第 3 章	結婚動向の規定要因に関する研究 一岩手県と長崎県の未婚化に関する分析一（工藤 豪）	47
第 4 章	就業形態の変化が未婚化に与える影響 一生命表手法による一（別府志海）	83
第 5 章	学歴同類婚分析による女性の高学歴化と少子化についての考察（関根さや花）	99
第 6 章	子どもを持たない有配偶有業女性の特徴（永瀬伸子）	115
第 7 章	学歴・企業規模別にみた結婚・出産前後の女性の就業継続（守泉理恵）	133
第 8 章	育児休業制度導入による就業継続パターンの変化の分析（大石亜希子）	149
第 9 章	有配偶女性における就業異動と出生の人口学的分析（別府志海）	163
第 10 章	就業による妊娠企図の延期と高齢出産の増加が出生数におよぼす 影響一意図せざる結果としての出生力低下一（仙田幸子）	183
第 11 章	理想子ども数を達成できない要因は何か？ その差の決定要因と政策ニーズの考察（守泉理恵）	207
第 12 章	経済環境および家族政策が出生率に及ぼす影響（増田幹人）	221
第 13 章	マクロ計量モデルを用いた、次世代育成支援対策推進法に基づく 前期行動計画の出生率への効果測定（増田幹人・鎌田健司）	241
第 14 章	子育て支援事業における高齢者によるサポートの可能性について（君島菜菜）	261
第 15 章	人口政策としての少子化対策（大淵 寛）	273

#### II. 地域における子育て環境の保健福祉学的研究

第 16 章	就学前児を育児する母親の勤務時間の自己調整に関する制度の利用状況と ワーク・ライフ・バランスの関係（桐野匡史・金潔・呉裁喜・中嶋和夫）	287
第 17 章	若い世代の父親における育児参加と心理的ウェルビーイングの関係 （朴志先・金潔・近藤理恵・桐野匡史・尹靖水・中嶋和夫）	293

### Ⅲ. 地方自治体の少子化対策に関する研究

第 18 章	次世代育成支援行動計画に関する大分県ヒアリング調査（高橋重郷）・・・	303
第 19 章	市区町村の取り組み	
	（1）静岡県長泉町（工藤豪・佐々井司）・・・	313
	（2）東京都品川区（鎌田健司・守泉理恵・安蔵伸治・加藤久和）	321
	（3）東京都八王子市（鎌田健司・守泉理恵・安蔵伸治）・・・	327
	（4）神奈川県秦野市（鎌田健司・守泉理恵）・・・	332
第 20 章	地方自治体における少子化対策の政策過程（2）	
	一次世代育成支援対策による波及効果の検証一（鎌田健司）・・・	337

## 【プロジェクトメンバー】

### 研究代表者

高橋 重郷（国立社会保障・人口問題研究所副所長）

### 研究分担者

中嶋 和夫（岡山県立大学保健福祉学部教授）

佐々井 司（国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部第一室長）

守泉 理恵（国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部主任研究官）

### 研究協力者（機関内）

別府 志海（国立社会保障・人口問題研究所情報調査分析部主任研究官）

鎌田 健司（国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部研究員）

### 研究協力者（機関外・五十音順）

安藏 伸治（明治大学政治経済学部教授）

大淵 寛（中央大学名誉教授）

大石亜希子（千葉大学法経学部准教授）

君島 菜菜（大正大学非常勤講師）

桐野 匡史（岡山県立大学保健福祉学部助手）

工藤 豪（埼玉学園大学非常勤講師）

金 潔（岡山県立大学保健福祉学部准教授）

永瀬 伸子（お茶の水女子大学大学院人間文化創成科学研究科教授）

増田 幹人（内閣府政策企画専門職）

尹 靖水（梅花女子大学現代人間学部教授）

### オブザーバー

関根さや花（元明治大学大学院政治経済学研究科）

朴 志先（岡山県立大学大学院博士前期課程）

# 平成 20-22 年度総括研究報告

研究代表者 高橋 重郷 (国立社会保障・人口問題研究所)

厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（政策科学推進研究事業））  
家族・労働政策等の少子化対策が結婚・出生行動に及ぼす効果に関する総合的研究：  
総合研究報告書

研究代表者 高橋 重郷（国立社会保障・人口問題研究所 副所長）

研究要旨

本研究は、低出生率をもたらす社会経済的諸要因を明らかにし、家族政策や労働政策の展開によって、効率的な少子化対策の改善に資することを目的に実施した。本研究では、3つの切り口から課題に接近した。第一に、少子化に影響を及ぼす社会経済的要因に関して理論的・実証的研究では、とくに政策的ニーズが高い待機児童の問題について、その地域的偏差についての研究を行った。第二に、家族・労働に関する諸政策および現実の社会経済的諸条件が結婚や出生行動に及ぼす影響については、計量経済モデルを用いたシミュレーション分析を行い、今後の出生率の動向に及ぼす政策要因の効果を統計的に推計した。第三に、本研究ではすでに2005年から特定の自治体の協力を得て次世代育成支援対策推進法に関連した諸施策が提供するサービスと両親の育児ニーズとの整合性や、策定された行動計画の有効性と妥当性を質問紙調査・ヒアリング調査を通して分析した。

主要な結果としては、第一に、少子化に影響を及ぼす社会経済的要因についての研究では、（1）待機児童の問題について市区町村を対象にヒアリング調査およびパネル分析を行い、2006年以降の出生数の増加、近年の経済不況により働きに出る母親の増加、都市開発地域におけるファミリー層の転入を呼び込む住宅着工数の増加等が突発的な待機児童の増加を促したことが明らかとなった。（2）ミクロデータを用いて、女性が理想子ども数を達成できない要因分析として、第2子、第3子をもつかどうかでは、結婚年齢の高齢化や不妊の心配といった出産先送り要因等の影響がみられた。（3）育児休業法（1992年）と全事業所への適用（1995年）が女性労働者の就業継続に及ぼす影響については、育児休業法の施行・改正とは独立に、女性の高学歴労働者は従来から「育休＋継続」を選択する傾向がみられ、女性労働者の高学歴化によって「育休＋継続」を選択する労働者が増加したということがわかった。なお、継続就業の意思決定には、親との同居状況や保育所の利用可能性など地域の状況も大きく影響することもわかった。第二に、家族・労働に関する諸政策および社会経済的諸条件が結婚・出生行動に及ぼすマクロ計量モデルによる出生率のシミュレーション分析において、（1）保育所の充実（仕事と家庭の両立支援）および労働時間の短縮（ワーク・ライフ・バランスの推進）の両施策は25-39歳において出生率を増加させる効果があること示された。（2）育児休業制度についても、育休給付の引き上げは女性の就業継続率を引き上げ、子育てを仕事の両立に一定の効果があることを示している。（3）前期行動計画な

らびに後期行動計画、子ども・子育てビジョンにおける保育所定員数の目標値等が達成されたときの出生率への効果についても、出生率の押し上げ効果（出生率低下の下支え効果）があることが示された。

また、ワーク・ライフ・バランスを実現させるための諸制度と育児に関する研究においては、若い親世代の要因分析として、母親のワーク・ライフ・バランスの充実に関連する勤務時間の自己調整制度は母親の職場から家庭へのスピルオーバーと関係し、父親の育児参加は母親の心理的ウェル・ビーイングに影響することがわかった。

第三に、地域の出生動向ならびに市区町村の少子化対策の効果について、少子化の主因である未婚化について、東北では男性の未婚率が高く、九州では女性の未婚率が高い等、地域によって未婚者の偏在があることが確認された。次世代育成支援対策推進法に基づく前期行動計画（2005-2009年）の実績に関する調査では、計画担当者の主観的有効度（6段階指標）で通常保育の拡大が最も高く評価され、その他には子どもの医療費助成、一時保育、延長保育等、保育事業への住民のニーズの高さと事業を行っている中での有効性についての評価がなされた。いずれにしても、人口規模、文化的因習等、地域によって対応すべき課題には多くの多様性があり、柔軟な施策が可能な権限・財源の充実が望ましい。少子化の要因と政策の効果研究に関しては、今年度の研究成果を学会に報告し、その成果を広く一般に公開する。自治体を対象とした行動計画についての調査の結果は、それぞれの地方自治体に分析結果を報告するとともにホームページでも調査結果を公開しており、情報提供に努めている。

研究より得られた成果は、学会において企画セッションを開催し、研究成果を報告するとともに、研究協力を頂いた自治体からの参加を得て、自治体で実施する次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画のあり方を検討し、成果の普及活動を行うことを今後も継続して行う。これまで地方自治体を対象に実施してきた次世代育成支援行動計画に関する質問紙調査やヒアリング調査や、少子化関連施策の実施状況に関する質問紙調査の集計・分析結果を各協力自治体に情報提供し、保育や放課後児童対策等の子育て環境の改善、労働時間の短縮等のワーク・ライフ・バランスについて推進を行うとともに、今後も継続して研究活動を行っていく。

#### 研究分担者氏名

中嶋和夫 岡山県立大学 教授

佐々井司 国立社会保障・人口問題研究所 室長

守泉理恵 国立社会保障・人口問題研究所 主任研究官



## A. 研究目的

この研究は、わが国における低出生率、すなわち少子化への政府の対応は、1994年12月に当時の厚生、文部、労働、建設の4大臣合意による「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について（エンゼルプラン）」に始まり、その後「新エンゼルプラン」を経て、2004年に「少子化対策大綱」を閣議決定し、従来の「子育て支援」政策から「出生率上昇」政策へとより積極的に少子化問題への取り組みを始めた。「少子化対策大綱」に基づく具体的な施策である「子ども・子育て応援プラン」が実施に移され、少子化対策は政府の重要な施策課題として推進されるようになった。2007年には「こどもと家族を応援する日本」重点戦略さらに次世代育成支援の包括的枠組み・中期プログラムなどによって政策が実施されてきている。全国の自治体では、2005年から「次世代育成支援対策推進法」に基づく次世代育成支援行動計画（前期行動計画）が策定され、各自治体単位で様々な子育て支援事業が展開されてきた。さらに、2009年度には、これまでの前期行動計画を見直し、各自治体では「後期行動計画」が策定され、実行に移されている。こうした施策の効果がどのような形で効果を上げ、最終的に日本の少子化の進行を抑制し出生率の回復に効果を及ぼしているのか実証的に明らかにすることを目的とする。

第一に、出生率の変動に影響を及ぼす社会経済的な諸要因を人口学的、経済学的、社会的な観点から要因分析を行う研究。第二に、家族政策や労働政策に関連する政策変数と結婚や出生率の関係を計量経済学的に把握するモデルを開発し、両者の関係を実証的に検証する研究。第三に、地域において実際に子育てに関

わる父親の育児参加の問題を、ワーク・ライフ・バランスの観点から質問紙調査を実施し、政策のあり方について研究を行った。さらに、第四に、地方自治体の少子化の実態と2005年4月からの「次世代育成支援対策推進法」に基づく地方自治体の少子化対策の状況について、ヒアリング調査の結果から取り組み状況を把握し、分析を行う。

## B. 研究方法

本研究における研究方法は、大きく分けて四つの手法を用いて実施した。第一に、人口動態統計、人口統計、経済統計、ならびに各種の社会統計を公開データから収集し、それらのデータから多変量解析や人口学的なマクロモデルや計量経済モデルを作成し研究する方法である。第二に、出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）等の個票調査データを直接集計分析、あるいは多変量解析する方法である。第三に、保育所等の入所者の親に対して子育てや親の就業状況を直接調査する方法である。そして、第四に、地方自治体における実際の少子化の現状と次世代育成支援対策の現状を把握する質問紙調査ならびにヒアリング調査する方法である。

### （倫理面への配慮）

本研究においては、国立社会保障・人口問題研究所が実施した『出生動向基本調査』の個票調査データを一部利用したが、利用に当たっては同研究所の利用規程に基づき、情報管理の上、分析を行った。また、岡山県内の2市、ならびに神奈川県内の1市について行った質問紙調査では、保育所ならびに幼稚園を管轄する所管課の承諾を得て、プライバシー保護の上、調査を実施した。なお集計ならびにデータ入力に当たっては業者との間

にプライバシー保護の契約を行い情報の管理を行った。ヒアリング調査調査結果についての報告書案は各自治体の了解を得ている。

## C. 研究成果

### I. 少子化の社会経済要因と関連施策の効果に関する研究

研究成果の前提として、1) これまでの少子化対策の政策展開を概観すると、以下のように5つの区分にまとめられる。保育サービスの拡充と少子化問題に対する国民的議論の喚起が中心だった第1期(1990～96年)、保育サービス拡充に加え、雇用環境や働き方への批判的視点と改善の提起を行った第2期(1997～2001年)、少子化関連施策の法整備が行われた第3期(2002～2004年)、法律に基づき子育て支援とワーク・ライフ・バランスの2本立てで官民一体となった推進体制が確立・開始された第4期(2005～2009年)、そして、2009年秋の政権交代を経て経済的支援の強化と子育て支援システムの包括的見直しの検討が進められた第5期である。少子化対策は、大きく分ければ、ワーク・ライフ・バランスをキーワードとした働き方の改革、すべての家庭を対象とした地域における保育サービスの拡充、そして子育て家庭への経済的支援の3つの柱を有しているといえる。共働きの家庭への保育サービスの拡充については、これまでも熱心に取り組まれてきた。2009年秋以降は、経済的支援についても、他の家族政策が充実した先進諸国並みの援助が打ち出されてきた。今後は、これらに加えて、働き方の改革の一層の推進と、在宅育児の家庭を含めた包括的な子育て家庭への保育支援の推進が求め

られる。

2) 未婚化・晩婚化は全国的に進展しているが、それは全国一律同じように進んでいるのではなく、地域的な差異を伴いながら進展していることが明らかになった。また、この地域差は、就業率や都市化率などからでは説明できないことが示唆されており、社会経済的要因とともに文化的要因に着目する必要性がある。

男子未婚率が相対的に高い東日本地域の諸県で男子人口の割合が高く、女子未婚率が相対的に高い西日本地域の諸府県で女子人口の割合が高いことが明らかになった。

岩手県と長崎県にヒアリング調査を行った結果、岩手県では、高学歴化にともない女子の県外進学者が増加する中で、男子(長男・あととり・農家の男子)は地元へUターンすることが比較的多いため、男子人口が女子人口を上回るようになっており男性の結婚難が生じており、長崎県では、男子の県外就職率がきわめて高いのに対し、女子は県内進学が多いことや、県外へ進学しても本人の希望や親の意向によって地元へUターンすることが比較的多いため、女子人口が男子人口を上回っているため、女性の結婚難が生じていることがわかった。

3) 就業形態の変化が未婚化に与える影響について生命表手法による検証では、①正規就業から非正規就業への転職率は、男女とも1992年と2007年でほとんど変化していない。②男性の非正規就業から正規就業への転職率は年次間の変化が小さいのに対し、女性のそれは幅広い年齢において大きな上昇がみられた。③1992年と2007年の両年次とも、男性の場合はほぼ全ての年齢で正規就業の初婚率が非正規就業の初婚率を上回っている。④また女性の場合は、20歳代前半ま

では正規就業の初婚率が上回っているものの、20歳代後半からは逆転し、非正規就業の初婚率が正規就業の初婚率を上回るようになる。④男女とも無業の生涯初婚確率が最も低く、正規就業の生涯初婚確率が最も高い。⑤時系列の変化をみると、男女ともほとんどの就業形態で生涯初婚確率が低下している。⑥初婚確率が低い非正規就業割合の上昇によって未婚者全体の初婚確率が低下しており、この結果、未婚化が進行していることが示唆された。

4) 学歴同類婚分析による女性の高学歴化と少子化についての考察では、高学歴での結婚年齢の上昇がみられ、出生コーホートと学歴によって初婚年齢に差があることが示された。また、学歴同類婚分析では、低学歴・高学歴の女性に同類婚傾向が強いことがみられた。

5) 子どもを持たない結果となっている有配偶女性の特徴についての分析では、学校卒業時点での望ましいと思うライフコースについて、子どものいる女性といない女性とで比較すると、子どものいない女性の方が、子どもを持つ将来像を描いていなかった。学校卒業時点で描いていた将来像にはやや差があるものの、40歳時点になって、子どもがいない人生を望ましいものとして選び取ったと意識している女性は少数であった。子どもを持つ意欲は年齢とともに大きく下がっていく。子どものいない女性の結婚年齢はやや高めに分布している、また(初職の正社員比率には差はないが)結婚時点で有期雇用の仕事に就いている者の比率が高い特徴があった。希望子ども数と予定子ども数の乖離については、その4割は不妊を乖離の最大の原因としてあげている。しかし女性の満足度を比較すると、望ましいライフコースは子どもと仕

事の両立と多くの女性が述べているにもかかわらず、子どものいない女性の方が、夫婦満足も生活全般満足も有意に高いものであることが見いだされた。

6) 就業継続のパターン(産休のみで復職か、育休を取得して復職か)に関わらず、継続就業を促進する要因として、第1子出生時の妻の年齢が高いこと、祖母の日常的な支援が得られること、があげられる。育児休業法が全事業所に適用される前の段階では、「産休後復職」を選択するのは女性の中でも高賃金の者であったが、全事業所への適用後は、取得する女性の範囲が広がり、育児休業の取得に対する賃金の影響が弱まっている。大卒女性は、産休よりも退職あるいは育児休業を取得して継続することを志向するようである。

祖母による日常的な支援は、「産休のみで復職」する確率を16ポイント、「産休後復職」する確率を14~15ポイントほど引き上げる効果をもっている。育児休業法が全事業所の適用された後は、たとえ祖母の支援があっても、「産休のみで復職」を選択する傾向が低下し、「産休後復職」を選択する傾向が強まっている。

育児休業法の施行と改正の動きと整合的に、企業規模の影響が観察される。大企業は、もともとは育児休業を取得して継続することが困難であったが、育児休業法施行後、時期を経るにつれて継続する確率が有意に上昇している。

7) 学歴・企業規模別にみた結婚・出産前後の女性の就業継続の分析では、第13回出生動向基本調査(国立社会保障・人口問題研究所)の個票データをクロス集計して、年齢、学歴、就業形態、企業規模などの属性別に両立行動の差異について基礎的分析を行った。その結果、結婚・出産を経た就業継続の状況を見ると、標

本総数の集計では年齢別に変化は見られず、就業継続割合は結婚前後で60%程度、第1子出生前後で25%前後であった。正規職の継続割合はもっと低く、結婚前後で40%程度、第1子出生前後で15%前後である。次世代育成支援関連の政策が展開され始めてから出産適齢期に入ってきた20~30歳代でも継続割合の上昇は見られず、全体の集計では政策の効果はみられていない。しかし、学歴別にみると格差があり、結婚・第1子・第2子出生前後の就業継続では大卒と専修卒の継続率が高かった。さらに、結婚前と第1子妊娠時に正規職であった女性に限定して、企業規模別に就業継続率をみると、結婚前後の就業状況では、従業員300人以上の大企業に勤める女性の方が継続率は高い傾向にある。年齢別では30・40歳代より20歳代で継続率が高まっており、2000年代から急速に広まってきたワーク・ライフ・バランス関連の様々な試みが功を奏している可能性がある。しかし、第1子出生前後では結婚前後のような動きは見られず、むしろ若い層ほど退職割合が高い傾向があった。出生を乗り越えての就業継続はまだはっきりとは広がっていないようである。

8) 育児休業制度導入による就業継続パターンの変化の分析では、育児休業法の施行(1992年)と全事業所への適用(1995年)が女性労働者の継続就業にどのような効果をもたらしたかを検討した。1980年代以降の長期的な動向として、第1子出産前後の継続就業率は上昇していない一方で、就業を継続する者の中では、産休を取得して継続就業するパターンから育児休業を取得して継続就業するパターンへのシフトが起きている。そこで本研究では、産休から育休へのシフトが起きた理由を、制度変更の影響と、女

性労働者の属性変化(高学歴化)に分けて把握した。

その結果、産休から育休へのシフトには、育児休業制度の拡充が影響していることが確認された。その一方で、制度導入前から大卒女性労働者は「育休後復職」をする傾向があり、女性労働者の高学歴化によって、育休へのシフトが進んだ面もある。また、「産休のみで復職」についての祖母の日常的な支援の影響力は最近になるほど低下しているにもかかわらず、「育休後復職」については全く影響力が弱まっていない。育児休業制度が拡充されても、正社員としての就業を継続する上で祖母の支援といった個人的な事情が強く影響していることが明らかになった。

9) 有配偶女性における就業異動と出生の人口学的分析:本研究は、特に出産前後における就業異動に着目し、少子化対策が実施される以前の1980年から現在までの有配偶女性における就業形態および就業異動と出生力の関係について人口学的分析を行った。

出産前後における就業異動率を推定した結果、出産前の就業形態によって出産前後における継続就業率が大きく異なっており、正規就業の継続就業率は、20歳代後半では5~6割、30歳以上では7割を超える水準にあるのに対し、非正規就業の継続就業率は、20歳代では3割以下、30歳代でも3~4割に留まっていた。また継続就業率は、正規就業および非正規就業のいずれも2002年以降において上昇幅が大きくなっていった。さらに継続就業率は累積出生数によっても左右され、特に第1子出産前後の継続就業率は低かった。

次に就業形態別に出生率を推定した結果、継続就業者の出生率は、正規就業の

場合に非正規就業の場合よりも高かった。一方、離職者の出生率の水準は、継続就業者の出生率に比べて就業形態による相違は小さかった。

調査一年前から現在までの就業異動のパターンによる出生率の分析結果から、有配偶出生率の変化に対し、調査一年前の就業形態別割合、就業異動率および就業形態別出生率の変動がどの程度影響していたかを探った結果、就業異動率の変化だけでは有配偶出生率にほとんど影響しなかったこと、調査一年前の就業形態別割合は特に20歳代で有配偶出生率を一定程度低下させる効果を有していたこと、これとは逆に就業形態別出生率是有配偶出生率を押し上げる効果を持っていたことが示された。

これらの分析結果から、正規就業においては出産前後における継続就業率が上昇しているなど、就業と出産の両立支援策が一定程度効果を上げていると見ることが出来る。

10) 就業による妊娠企図の延期と高齢出産の増加が出生数におよぼす影響一意図せざる結果としての出生力低下：本研究は、出生に至らない「妊娠企図」（妊娠を意図した行動）に着目して量的・質的なデータの再検討をおこなうことにより、これまでの政策的な議論で見過ごされてきた医学的な要因の影響およびそれが当事者の意思決定にどのように組み込まれているかを明らかにした。

年齢階級別の妊孕力・流産率等を考慮した推計の結果、これらの要因によって出生にむすびつかなかった妊娠企図が10万件以上のオーダーで存在すること、またこれらの要因によってTFRが0.3程度引き下げられていることがわかった。

また、ケーススタディからは、出生時期の延期は、高齢での出産そのものを選択

した結果とはいいがたく、むしろライフコースにおけるさまざまな領域との調整や、自分たちの周囲の環境等を考慮して、いわば「セカンド・ベスト」として選択したケースが多い可能性が見出せた。しかし、その過程で積極的に医療情報にアクセスして、高齢での出産に関する様々なリスクについての正確な医学的知識を得ていたケースはすくなくかった。

11) 理想子ども数を達成できない要因は何か？その差の決定要因と政策ニーズの考察では、夫婦の持つ最終的な出生数の決定要因について、理想子ども数を達成した夫婦とそうでない夫婦を比較する方法で分析した。理想子ども数2人の達成に関する分析では、有意となった変数は結婚年齢、第1子妊娠時の体調、妻の従業上の地位、子どもの価値、現在の住宅形態であった。結婚年齢は25歳以上の場合に理想数を達成していない確率を高めており、晩婚化の効果を示したものである。また、不妊の心配ありや、第1子妊娠時の体調が悪かった場合も、理想数を達成していない確率を高める。これらは女性の健康にかかわる問題を示している。

理想子ども数3人の達成に関する分析では、妻の結婚年齢と不妊の心配、妻の従業上の地位の3つの変数において有意となった。結婚年齢では、30歳以上で結婚した場合に、20歳代前半で結婚した場合と比べて、子ども数が2人とどまる確率が4倍に達していた。晩婚化とそれに伴う晩産化が子ども数3人を実現する大きな壁となっていることが分かる。不妊の心配ありの場合にも、オッズ比は1.997であり、不妊の問題も有意に影響していた。社会経済変数では、妻の現在の従業上の地位が大企業正規職員の場合に子ども数2人とどまる確率を有意に高

めており、これは理想子ども数2人の達成の分析と符号が反対であった。大企業においてワーク・ライフ・バランスの取り組みは進んでいるが、フルタイムで働く妻にとって子どもを3人持てる環境が整うまでには至っていないという状況を読み取ることができる。夫の現在月収については、こちらでも有意とならなかった。

上述の2つの分析結果に共通するおもな知見として、①妻の結婚年齢や不妊の心配といった出産先送り要因が有意であったこと、②大企業・官公庁の正規職員の妻の影響が認められたこと、③夫の月収にみる経済状態は有意ではなかったことの3点が見出された。

12) 経済環境および家族政策が出生率に及ぼす影響では、第一に、日本全体の各年を対象とした時系列データを用い、VECモデルに基づくインパルス応答分析を通じて、賃金水準が出生率に及ぼす影響を明らかにした。そこでは、すべての年齢階級について、女子正規賃金の上昇は出生率を押し下げる機会費用効果を、そして男子正規賃金と女子パート・アルバイト賃金の上昇は出生率を押し上げる所得効果を及ぼしていることが明らかにされ、このことは経済成長には出生率を押し上げる効果と押し下げる効果の二つがあることを示している。またこの結果は、少子化対策の必要性を示唆するものだとも考えられたが、その理由は下記の通りであった。女子正規賃金の上昇が出生率を押し下げる状況は、まさしく出産・子育ての機会費用が発生し、上昇していることを意味するので、まさしく機会費用を減じる少子化対策を実施する必要性を示唆するものである。就業と出産・子育ての両立支援策がこの少子化対策に該当するが、これを実施しなければ出生

率は持続的に低下することを示唆している。

第二に、日本全体の各年を対象とした時系列データを用い、家族政策が出生率に及ぼす影響を、VECモデルに基づくインパルス応答分析を通じて明らかにした。そこで明らかにされた点は以下の通りである。20-24歳、25-29歳、35-39歳出生率に対しては、出産・子育ての直接費用軽減策が効果的であるのに対して、30-34歳出生率に対しては就業と出産・子育ての両立支援策が効果的だと考えられる。そして、直接費用軽減策の代理変数である児童手当は、直接費用軽減策に対して反応の強い35-39歳出生率にだけ効果を及ぼしている。20-24歳、25-29歳出生率で効果が弱いのは、政策対象者がそもそも少ないからであり、30-34歳で効果が弱いのは、両立支援策の方が効果的だからだと考えられる。また両立支援策の代理変数である保育所定員数は、両立支援策に対する反応の強い30-34歳出生率にだけ効果を及ぼしている。20-24歳、25-29歳出生率で効果が弱いのは、児童手当の場合と同じく政策対象者が少ないからであり、35-39歳で効果が弱いのは、直接費用軽減策の方が効果的である。

13) マクロ計量モデルを用いた、次世代育成支援対策推進法に基づく前期行動計画の出生率への効果測定：本研究では、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の実施による通常保育定員数の拡大が出生率に及ぼす効果について、全国レベルのマクロ指標ならびに、政府が進める「子育て・子どもビジョン」の目標値、さらに市区町村を対象とした本プロジェクト実施の標本調査（『次世代育成支援対策に基づく前期行動計画の事業実績に関する自治体調査』2010年8月実施）から得られた仮定値による、少子化対策の

効果についてのモデルシミュレーションを行った。少子化対策を示す指標には保育所定員数（0-4歳児100人当たり）を用いた。その結果、4つ設定したいずれのシナリオについても出生率は上昇しており、保育政策は出生率押し上げ効果がある程度まで持っていることが解釈することができた。出生率について高い順に示すと、(3)-3 都道府県目標値高位シナリオ、(2)「子ども・子育てビジョン」目標値シナリオ、(3) 都道府県目標値標準シナリオ、(1) トrend延長シナリオ、(4)-2 都道府県目標値低位シナリオ、の順となった。この序列は、保育所定員数（0-4歳人口100人当たり）の序列に対応する形となっている。保育事業の拡充はある程度まで出生率を押し上げる影響がみられた。また、都道府県目標値高位を前提とした場合、政府の目標値に基づく保育所定員数よりも都道府県の目標値に基づく保育所定員数のほうが高く、その結果出生率も都道府県目標値高位の場合のほうが高くなっていた。都道府県の中には政府よりも保育政策に対してより重きを置いている自治体があり、この結果は地方自治体が主体となって少子化対策を実施することが重要であることを示唆している。

14) 子育て支援事業における高齢者によるサポートの可能性については、子育て支援事業に関わる保育的サポートについての高齢者の引き受け意向に影響を及ぼす要件を明らかにすることを目的として、既存の調査データの再分析を行った。明らかになったことは、①高齢者の保育的サポートの引き受け意向には、高齢者の性別・年齢・健康状態・学歴などの属性は、統計的に有意な影響を及ぼしていなかった。②一方で、現在別居中の孫・ひ孫の有無、過去の孫・ひ孫との同居経験の有無、現在の定期的地域自主活

動の参加程度、過去のボランティア活動の参加程度、現在の定期的ボランティア活動の参加程度などが、特に保育的サポートの引き受け意向に統計的に有意な影響していた。③これらサポートの引き受けに大きく影響したのは、手段的なサポートを条件として提示した場合であった。④具体的なサポート内容としては、「幼稚園などの送り迎え」、「高齢者の得意な趣味やスポーツを教える活動」において、現在別居の孫・ひ孫のいる高齢者、過去の孫・ひ孫との同居経験のある高齢者の保育的サポートの引き受け意向が高かった。⑤世代間交流頻度と保育的サポートの引き受け意向との関係は、親族以外の子どもとの交流頻度と保育的サポートの引き受け意向に正の相関がみられた。⑥特に「一方が他方を支援する交流」、「支援の受け手が児童の交流」、「支援内容が情緒的な交流」をした人ほど、保育的サポートを引き受け意向が高まる傾向にあった。

15) 人口政策としての少子化対策では、人口減少と人口高齢化が将来の日本経済に及ぼす影響を需給両面から計量的に分析し、経済成長が危機的状況に陥ることが明示された。その結果にもとづいて、出生力を置換水準まで回復させるという人口政策の必要性を導き出した。少子化是正策は大別して、制度改革と意識改革の2面からなる。前者は主に、政府や地方自治体が法制面の見直しを通じて、子育ての経済的、心理的負担を軽減し、働く女性の出産、子育てを支援する環境整備を目的とする。その改革を現実化するには、職場や地域、家庭において人びとの、とりわけ男性の意識が変わる必要がある。

## II. 地域における子育て環境の保健福祉

## 学的調査研究

1) 就学前児を育児する母親の勤務時間の自己調整に関する制度の利用状況と仕事から家庭へのネガティブ・スピルオーバーの関係

仕事から家庭へのネガティブ・スピルオーバーを従属変数、勤務時間の自己調整に関する制度の「利用状況」を独立変数とし、年齢、世帯構成(三世帯家族=1、核家族=0)、学歴、月収の影響を統制した上で、ステップワイズ法による重回帰分析を行った。その結果、勤務時間の自己調整に関する制度のうち、「フレックスタイム」制度のみが仕事から家庭へのネガティブ・スピルオーバーと有意な負の関連性を示した( $\beta=-0.23$ ,  $p<0.05$ )。これは、職場において「フレックスタイム」制度が整備されており、それを利用している者ほど、当該制度を利用していない者と比べて、仕事による家族時間の減少や役割葛藤が少ないことを意味している。

2) 若い世代の父親における育児参加と心理的ウェルビーイングの関係については、父親の育児参加が自身の心理的ウェルビーイングに及ぼす影響に関する因果関係モデルのデータに対する適合度は、CFIが0.951、RMSEAが0.062と統計学的な許容水準を満たしていた。このときのパス係数に着目すると、父親の育児参加から家族・家庭への貢献感に向かうパス係数は、0.35で統計学的に有意な水準にあった。しかし、父親の育児参加から夫婦関係満足感と精神的健康に向かうパス係数は、統計学的に有意ではなかった。また、家族・家庭への貢献感から夫婦関係満足感に向かうパス係数は、0.56、精神的健康に向かうパス係数は-0.39、健康関連QOLに向かうパス係数は0.34と

いずれ統計学的に有意な水準を示した。なお、夫婦関係満足感から精神的健康に向かうパス係数は-0.11と統計学的に有意な水準ではなかったが、健康関連QOLに向かうパス係数は0.19と統計学的に有意な水準にあり、かつ精神的健康から健康関連QOLに向かうパス係数は、-0.43と統計学的に有意な水準にあった。

## Ⅲ. 地方自治体の少子化対策に関する研究

1) 地方自治体の少子化対策の実施状況についてこれまで多くのヒアリング調査を行ってきた。ここでは、大分県、静岡県長泉町、東京都品川区、神奈川県秦野市、東京都八王子市に行ったヒアリング調査結果を掲載している。

2) 地方自治体の少子化対策の事業開始についての定量的な波及分析を試みることによって政策ニーズに直面する地方自治体の政策出力タイミングについて定量的な評価を行う。昨年度は少子化対策が開始された1994年から2004年までの期間を対象に新エンゼルプラン(1999年～)の政策効果についての検証を行い、1994年から2004年までの政策出力は国が決定した方針に基づく垂直的な政策波及であることを明らかにした。本年度では、新たに行った調査結果を用い、2010年に行った調査をもとに、次世代育成支援対策推進法に基づく前期行動計画(2005～2009年)の政策波及効果について測定を行うことにより、波及パターンに変化が生じたかどうかについての検証を行った。

ここで参照した事業は、通常保育の拡大、一時保育、延長保育、子どもの医療費助成事業であるが、通常保育の拡大と延長保育については、新エンゼルプランまで



は垂直的な波及パターンであったものが、前期行動計画期間において水平パターンとの折衷型、もしくは水平パターンそのものへ変換したことがみられた。一時保育については、鎌田（2010）で明確な垂直波及であったが、今回のモデルではその効果は観察されなくなった。水平波及型までは観察されなかったが、今後の後期行動計画によってその効果がみられる可能性は十分にある。

#### D. 結果の考察

##### I. 少子化の社会経済要因と関連施策の効果に関する研究

欧州における出生率上昇には、女性の就業と出産子育てを支援するための施策展開が行われており、北欧においてはおしなべて公的保育制度の拡充と育児休業制度によるサポート体制が女性就業と家庭生活の両立を支えている。またフランスにおいては、以前からあった第三子以降の出生に対する高い児童手当制度が全ての順位の子どもへと拡大され、子育て世代への税制の優遇や公的保育制度の拡充などにより、とくに第一子の出生水準が高く維持されている。

結婚動向の規定要因に関する研究では、結婚動向の地域差を解明し、結婚行動を規定している要因を追究していくためには、「社会経済的条件」と「文化的条件」の両側面から接近していくことが必要だと考えられる。そこで、先行研究において用いられてきた主な分析指標に関する考察を行った。その結果、社会経済的条件を捉える指標として「経済的環境」、「学歴」、「就業」、「適齢期人口の性比」、「男女交際」、文化的条件を捉える指標として「結婚の価値・意義」、

「結婚のメリット・デメリット」、「自立志向」、「性別役割分業観」、「親との同別居に対する意識」、「配偶者選択」、「婚姻儀礼」、「婚姻後の居所」、「婚姻後の女性の地位」などが想定されるが、これらを用いてどのように分析枠組みを構築していくのかは、今後の検討課題である。

学歴・企業規模別にみた結婚・出産前後の女性の就業継続の分析からは、大卒と、それに次いで専修卒の女性で就業継続率が高く、また企業規模は大企業で継続率が高い傾向が見られた。とくに結婚前後の就業継続では若い層で継続率が上がっており、変化が起きていることが示された。子どもの出生前後ではまだはっきりとした両立行動の増加は見られなかったが、まず大卒・大企業正社員の層で徐々に結婚・出産を乗り越えた就業継続が広がってくる可能性があることが示唆された。

年齢・学歴・企業規模に加えて居住地も考慮に入れて就業継続状況をみた「労働市場と結婚・出産タイミング」の分析では、全般に、初職で安定した仕事（公務員や大企業勤務）に就くほど結婚し、子どもを持つ傾向が見られる。しかし、バブル崩壊後に就職した高卒女性（20-28歳層）のうち、地方在住者では安定雇用に就いていても結婚が進んでいない。また、大卒女性について、仕事と子育ての両立支援などの制度拡充がすすむ大企業でも出産後の就業継続割合が上昇する明確な証左は見出せなかった。

出生率に及ぼす家族政策効果の検証では、児童福祉サービス支出増額の出生率押し上げ効果が30-34歳だけ現れなかったのは、この年齢階級は両立支援策が効果的であるのに対して、それ以外の年齢階級では直接費用軽減策が効果的だから

だと考えられる。またその背景には、児童福祉サービス支出における直接費用軽減策と両立支援策の比重は、前者の方が後者よりも大きいということが存在していると思われる。少子化対策としての現金給付の出生率押し上げ効果が20-24歳だけ現れなかったのは、この年齢階級では政策対象者が少ないからだと考えられる。25-29歳も同じく政策対象者は少ないが、ここではそれ以上に政策効果が強く作用していると思われる。保育所定員数の出生率押し上げ効果が30-34歳でしか現れなかったのは、この年齢階級では両立支援策が効果的であるのに対して、35-39歳では直接費用軽減策が効果的だからであり、20-24歳、25-29歳では政策対象者がそもそも少ないからだと考えられる。

「出生率に及ぼす機会費用効果と所得効果の検証」では、日本の出産・子育ての間接費用（機会費用）、すなわち出産・子育てを理由に仕事を辞めた際の逸失所得の代理変数としてよく用いられる女性の正規賃金の上昇が出生率を押し下げる効果（機会費用効果）を数量的に明らかにした。また、男性の正規賃金やパート・アルバイト賃金（ここでは女子に限定）の上昇が、出産・子育ての直接費用の軽減を通じて、出生率を押し上げる所得効果も数量的に示した。これら諸賃金の上昇が出生率に及ぼす影響を明らかにすることは、ともに少子化対策実施の必要性および妥当性を示唆することになる。なお、本研究では、変数間の相互作用を考慮に入れることができるVEC（多変量誤差修正）モデルに基づき、インパルス応答分析を実施した。これにより、諸賃金の上昇が出生率に及ぼす影響の変化を明らかにできる。なお使用するデータはすべて各年を対象とした時系列デー

タであり、出生率、賃金のデータは、20歳から39歳までを5歳階級に分けたデータを用いることとした。

「日本における第3子出生行動と子育て支援策の有効性に関する分析」からは、妻の第1子出生年齢、第1子～第2子出生間隔が強い効果を持っており、晩産化が第3子出生に大きな影響を及ぼしていることが分かる。第1子・第2子の性別組み合わせでは、40～44歳の妻で「男・男」の組合せのとき有意に第3子出生のオッズを引き上げており、これは日本では近年、女兒選好が強まっていることが影響していると考えられる。夫妻のきょうだい数が有意となったのは、親自身が多子の中で育った場合、子どもの数も多い方が良いという志向を持つからであろう。

社会経済要因では、夫の学歴は所得水準の代理変数とみることができるが、学歴が高いほどオッズが低い。これは所得が高いと、かえって1～2人の子どもにして、教育コストをかけるという関係があるのかもしれない。また、妻の就業では、40～44歳層で妻が正規の職員の場合に第3子出生確率を有意に引き下げていたが、仕事と家庭の両立支援の難しさが3人目を持つことを断念させているのかもしれない。さらに、公的な子育て支援制度・サービスを「どれも利用しなかった」40～44歳の妻でオッズがマイナスであったのは、この年齢層から徐々に子育て支援の有無が夫婦の出生行動に影響を及ぼし始めた可能性を示唆していると考えられる。

少子化の諸要因については、日本の低出生率が出生率が回復している諸外国と比較し、相当強い未婚化の進行とそれによる出産の先送り、そしてその先送りを取り戻すキャッチアップ水準が低いこと

がわかった。これらの結婚・出生行動の背景には、まず結婚の分析結果として、高学歴化による結婚タイミングの遅れ（晩婚化）の促進や強い学歴同類婚志向が続く中での結婚難の強まり、また、非正規就業の広がりによる結婚確率の引き下げ効果があることが示された。夫婦の出生行動については、結婚と同様、非正規就業の広がりが出産率の引き下げに一定の効果を持つことが示されるとともに、出産の先送りという問題に関しては、子どもの出生順位によってその社会経済要因が異なることが示された。出産先送りに影響する社会経済要因としては妻の就業と母親との同別居が有意であった。

これから子どもを持つとうという夫婦では、大企業正社員で出産先送りの意識が見られた。これは男女賃金格差の分析においても優良企業勤務は子どもを持つことと代替的な選択肢になっていることが指摘されている。また、子ども1人の夫婦の場合は、妻がパート勤務の場合に先送りの意識を持つ確率が高まっており、これは家計所得への不安感から生じていることが示唆された。

また、最初の子どもを持つ際には祖母の育児支援が重要なポイントの一つであることも分かった。また、子育て支援に対する高齢者活用の研究では、孫がいる高齢者（とくに別居の孫がいる高齢者）は子育てサポートの引き受け意向が高いため、子どもが生まれることは社会的な子育て資源としての高齢者活用という視点でも重要であるといえよう。

これらの分析対象となった1990年以降については、日本でも保育サービスの拡充を出発点として、近年ではワーク・ライフ・バランスという労働政策にまでふみこんだ幅広い様々な政策を展開しているが、これらの家族・労働政策の出生率

に対する政策効果をみた計量経済モデル分析では、保育所の充実（仕事と家庭の両立支援）および労働時間の短縮（ワーク・ライフ・バランス施策）の両方において、25～39歳層ではほぼ予想通りの符号が得られ、政策効果は実際に表れていることが示された。また、育児休業制度の焦点を当てた分析でも、育休制度が女性の就業継続率を引き上げたことを実証しており、子育てと仕事の両立に一定の成果を上げてきていることが推測された。

## II. 地域における子育て環境の保健福祉学的調査研究

若い父親世代では、職場のワーク・ライフ・バランス支援制度の利用状況は育児参加に、またその育児参加は、若い父親世代においては、家庭（家族）への貢献満足度を介してワーク・ライフ・バランス充実度に影響しているという一連の因果関係が認められることを明らかにした。このような結果を勘案するならば、企業の諸制度をさらに充実化させることによって、結果的にはワーク・ライフ・バランスの充実度が高まるという関係性を重視しながら、今後どのような政策・施策が必要になるかについて考察を進める。

企業の諸制度をさらに充実化させることによって、結果的にはワーク・ライフ・バランスの充実度が高まるという関係性を重視しながら、今後は企業の制度の重点化を進める必要があることが示唆された。また父親の育児参加は母親の心理的 Well-being とって重要な要素となっていることから、育児する母親の心理的 Well-being の維持・向上に資する父親の育児参加を可能とする環境整備を企業等が積極的に推し進める必要があ

ることが示唆された。また父親の育児参加には、企業等との関連で言うなら「時間的余裕（制約）仮説」が関与しており、従ってそのことに対する企業の継続した努力の必要性が示唆された。

就学前の児を持つ父親を対象に、父親の育児参加は、家族・家庭に対する貢献感から健康関連QOLに直接的に影響すること、また、夫婦関係満足感ならびに精神的健康を通して健康関連QOLに間接的に影響することを明らかにした。このことから家族に対する自身のサポート提供が自分の行動について肯定的な評価をすることで、配偶者との関係を通して自身のアウトカムに影響するといった因果の連鎖が提起される場所である。既に、父親の育児参加は伴侶のウェルビーイングに波及することは2009年度に報告したところである。それらを勘案するなら、夫婦が育児についてお互い責任を持ち、助け合うことで、家族間良好な関係が持続できるものと推察される。このようなことが維持・強化されるには、2008年度に父親の育児参加に関連した仮説の実証を通して得られた知見も考慮して、父親に対して子育て方法について情報提供やネットワーク作り、また夫婦で参加できる両親学級等への促進を総合的に行うことが望まれよう。

### Ⅲ. 地方自治体の少子化対策に関する研究

地方自治体における少子化対策は、地域特性に十分配慮がなされる必要がある。今回、人口ならびに労働力指標をもとにした自治体の類型化によって得られた地域特性モデルを基に、それぞれの地域に適応した少子化関連施策の検証を進

める必要がある。

各自治体が実施している様々な少子化関連施策はその地域において一定の成果をもたらしているが、そもそも地域によって異なる人口変動メカニズムが観測されるなかで施策と効果の因果関係を明確にするモデルの構築は容易ではない。そこで、本プロジェクトにおいて実施した複数の調査結果と自治体が独自に行った調査データに活用によって、今後、出生ならびに結婚に関する基礎データとの複合的な分析を進めることが可能となることから、地域特性を考慮に入れた効果分析と結果の考察が期待できる。なお、これまで地域を限定して実施した調査を次年度では全国的に展開することで、地域特性の類型化などを踏まえた少子化関連施策の有効性の評価や課題の検証を行った。

岩手県において近年男子未婚率が高くなっていることや男子人口が女子人口を上回るようになってきた要因・背景、一方、長崎県において女子未婚率が高いことや女子人口が男子人口を上回ってきた要因・背景について考察を行い、人口移動の動向、および生活様式・価値観・意識・規範による影響を少子化対策にも考慮に入れる必要がある。

高齢者には、育児の専門家とは異なる地域に密着した受容的な子育て支援者としてのニーズがあることがわかった。高齢者による子育て支援事業の利用者が、具体的な家事援助・保育サポートに加えて、子育てに関する情緒的なサポートを得ていることを示している。

首都圏でのヒアリング調査では、横須賀市を除く東京都特別区は全国からみれば、地方部に比べて、人口が多いことや経済政策や産業振興に対する比重が高くないことから、手厚い対策を行うことが